# ○高齢者配食サービス事業の手続きの流れ

**１　高齢者配食サービス事業利用申請書の提出**

●長寿いきがい課（本庁舎１階７番窓口）
●障害福祉課（本庁舎１階６番窓口）
●大里行政センター　市民福祉係
●妻沼行政センター　福祉係
●江南行政センター　市民福祉係

【対象者】６５歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯に属する方
【提供日】週４日以内（日曜日及び 12 月 31 日・1 月 1 日～3 日を除く）
【利用料】４００円（１食当たり）

**２　配食サービス事業者により、アセスメント調査を実施します。**

※ご自宅等に連絡があり、円滑な利用を進めるための調査を行います。

**３　書類審査後、ご自宅等に配食サービス決定通知書が送付されます。**

※利用条件に該当しないと、配食サービスが利用できないことがあります。

**４　配食サービス事業者から連絡があり、配食開始となります。**

※配達は昼食のみです。
※配食をお休みしたい場合は、前日までに事業者にご連絡ください。
※６５歳未満の重度心身障害者の方は、障害福祉課にご相談ください。